

子どもが安心して学べる学校

いじめを許さない学校

思いやり溢れる学校

基本方針

(生徒指導提要の理念の具現)

- * 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い信念のもと、教職員と児童の人権意識を高める。
- * 「いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立つ。
- * 児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- * いじめの早期発見のために様々な手立てを講じ、早期解決のために当該児童の安全を保障するとともに、適切で毅然とした指導を行う。

【未然防止】

- 「魅力ある学校づくり」「分かりやすい授業の工夫」
- * 重点目標「笑顔輝く子」に向けての取組
 - ・ 子供が大人に相談しやすい学校風土をつくる。
 - ・ 教職員による高圧的な指導を根絶する。
 - ・ いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作り
 - ・ あいさつ運動の推進
 - ・ ていねいな言葉づかい
 - ・ 呼び捨ての禁止
 - ・ 全教育活動で推進する道徳教育
 - 昨年度の取組の評価 —
 - ・ いじめへの認識を高め、いじめは絶対に許さない学校風土を築いた。

【早期発見】

- * 子供パワーの育成
 - ・ いじめを見て見ぬふりをしている人(傍観者)をつくらない。
 - ・ いじめを見たら、すぐに止めたり大人に相談したりする。
 - ・ 小規模校の特性を生かし、「全ての児童を全ての教職員で育てる」という意識をもち、普段から教職員間で情報交換を行うと共に、気になる児童の情報は、すぐに共有し対策を講じる。
 - ・ 「学校生活に関するアンケート」を毎月実施し、児童の悩みや人間関係を把握する。
- 昨年度の取組の評価 —
- ・ 全教職員で情報を共有し、全教職員で子供を見守り支援することができた。

【早期対応】

- * 学級担任だけが抱え込むのではなく、校長以下全ての教職員で対応を協議し、的確な役割分担を行い、一致団結してあたる。
- * 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の心身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導し、心身の成長を支援する。
- * スクールカウンセラー、学校支援相談員と連携し、心のケアを行う。
- 昨年度の取組の評価 —
- ・ 友達関係や地域でのトラブルに対し、正確な情報を把握し、機を逃さず対応できた。

【PTAや地域との連携】

- * 学校側の取組について伝えるとともに、家庭での様子や友人関係についての情報を収集し、学校と家庭が連携して解決にあたる。
- * 月例のPTA理事会において、子供達の気になる行動等を情報共有する。
- * 地域での子供達の様子について、学校運営協議会委員・民生児童委員等と学校が情報を共有する。

【児童生徒が自ら考える場・機会の設定】

- * 道徳を要とし、全教育活動を通して、「いじめは許されないものである」ことを理解する。
- * 仲間同士が温かく支え合い、認め合う人間関係づくりの場として、ピアサポート活動「なかよし活動」「にこにこの種」を推進する。
- * 「学校安全の日」に命の大切さと一人一人を大切にする心を指導する。

【いじめ対策委員会】

- 委員 ◎校長
- ・ 教頭
 - ・ 教務
 - ・ 生徒指導主任
 - ・ 学級担任
 - ・ 養護教諭
 - ・ PTA代表
 - ・ スクールカウンセラー

【職員研修・指導体制】

- * 心づくり部会（校内の生徒指導上の諸問題について検討）
- * 職員会議・職員打ち合わせ（日常的な情報共有）
 - 担任から子供達の様子や気になる表れについて報告し、情報共有を行う。
 - 他の教職員からも情報提供し、全教職員で共有する。
- * 子供を語る会（定期的に行う）
 - 生徒指導提要をもとに、全ての児童を対象に発達支持的生徒指導に努める。
 - 気になる子供達の表れについて情報共有・対応協議を行う。

【関係機関との連携】

- ・ 藤枝市教育委員会教育政策課
- ・ 児童相談所
- ・ 警察
- ・ 少年サポートセンター
- ・ 駐在所
- ・ 子ども・若者支援課、子ども発達支援センター
- ・ スクールカウンセラー
- ・ スクールソーシャルワーカー
- ・ 学校支援相談員
- ・ 民生児童委員
- ・ 医療機関等専門的知識を有する機関